



第 23 期第 7 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 8 年 3 月 3 日

第23期 第7回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和8年3月3日(火) 午後14時00分から

2 場 所 静岡中央ビル5階 第1会議室(静岡市葵区追手町9-18)

3 議 題

(1) 諮問事項

ア 特定水産資源(するめいか、ぶり)に関する令和8管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について 資料1

イ 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚・大型魚))に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定及び令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について 資料2

(2) 指示事項

伊東市及び熱海市におけるいか類採捕の禁止について 資料3

(3) 報告事項

広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会について 資料4

(4) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

| | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 委 員 | 高田 充朗 | 西原 忠 | 金指 治幸 | 薩川 一義 |
| | 和久田米喜 | 竹内 照裕 | 岩瀬 清敏 | 橋ヶ谷雄介 |
| | 田口さつき | 福井 篤 | 浪川 珠乃 | 安間 英雄 |

| | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| WEB参加 | 田口さつき | 石原 広恵 | 江口 智美 | |
| 欠席委員 | 原 剛 | 鳥居 恭子 | | |
| 水産・海洋局 | 吉野 晃博 | | | |
| 水産資源課 | 松山 創 | 瀧川 智人 | 椛 亮介 | |
| 事務局 | 小泉 康二 | 津久井 剛 | 山崎 資之 | 鈴木 聡志 |

○小泉事務局長

それでは、ただいまから、第23期第7回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により成立していることを御報告させていただきます。本日、田口委員、石原委員、江口委員はオンラインで御参加いただいております。また、原委員、鳥居委員からは御欠席の報告をいただいております。

会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。また、本日は業務の都合により局長の吉野、事務局の津久井が途中で一時退席いたします。そのため、議事の順番を一部変更しまして、指示事項から始めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。それでは高田会長、よろしくお願いいたします。

○高田会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単に結構ですでお聞かせ願えればと思います。はじめに、ご自分の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。

それでは私から。いとう漁協の高田です。定置網については、各網でブリ、ワラサが回って来ました。昨日も川奈の網でブリ、ワラサが4トンありました。その前も若干ですが、網代から谷津までの網に50本から100本入っております。あとは、10日ほど前からスルメイカが入網していますが、小さいイカでして、自分の感覚だといつもなら4、5月に獲れるようなスルメイカです。イワシに関しては入網がほとんどないです。サバに関しては、ゴマサバ、ヒラサバを合わせて、多いところで300キロから500キロあるかな、というような感じですが、キンメダイについては、ここのところ釣れるようですが、イルカ、それからマグロに取られ、船には上がってきませんという報告でした。ムツ、メダイに関しても、潮が沖に離れてからは、いくらか出てきたような感じです。特に去年からハマダイ、ここらではオナガというのが顔を出して

いるようです。以上です。

○西原委員

南駿河湾の西原です。シラス漁に関しては、今各船が網の修理から船底の整備をしていて、3月21日からの解禁を目指して準備に追われています。定置網でもシラスが見えています。ちょっと早すぎるかなとは思いますが、水温的には14度台後半で安定しております。この頃は適度に雨も降って海も多少動いております。キンメに関しては、第一天竜、第二天竜とも、いつになく反応が多く、第二天竜に関しては出れば300から400キロという状況です。小さめですが、大漁が続いています。天候がなかなか良くないので、月に平均3、4回出ればいいところですが、3月に入って天気がどういう風に動くか注目するところです。マグロのひき縄については、1日に解禁となり、2日で終わってしまいましたが、うちの船は島の方で6本釣れて1本100万円くらいしたそうです。定置網に入っていたマグロは痩せていたものですから、それを避けて島周りに行ったら当たったということでした。単価的には2,000、3,000円から5000円というところですね。あと我々定置としては、北部まき網が駄目なものですから、1月の6日から大臣まき網が2ヶ統へばり付いています。いつになったら動くかこの前も聞いたら、もう北部が全然駄目だから、しばらくここにいるつもりだということでした。水揚げを見てもなかなか不景気、経費倒れな状況だと思います。それこそ会長の方でも言いましたけど、うちの方もスルメイカに関しては小さいです。3、4センチの新子が混ざってます。大漁の予感のするスルメイカの状態です。定置網は3月が一番水揚げのある時で、ブリ、サワラ、そこら辺が動くところです。タチに関してはまき網の影響なのかもしれないですが、いつもよりは少ないです。以上です。

○竹内委員

伊豆漁協南伊豆支所の竹内です。南伊豆の主力のイセエビは、今一番水温が低い時で、ちょっと苦戦をしておりますが、2月は去年が166キロでしたけど、今年は479キロありました。徐々に良くなっていけばと思っています。あと下田の市場で、キンメだけですけど去年の2月は54トンで、今年の2月は83トンありました。キンメの方も小型が主体ではあ

りますけど、ぼちぼちという感じです。以上です。

○橋ヶ谷委員

小川漁協の橋ヶ谷です。2月の半ばは水温が安定しなかったのですが、2日くらい少し量があったんですけど、3日目はもう全然駄目でした。水温が安定すれば少しは獲れるかなと思って、2月の終わりには水温も安定したので良いかなと思っていたら、今度はサメとかハガツオとかマグロが元気を出して、全然群れにならず駄目でした。そんな感じです。

○岩瀬委員

伊豆漁協稲取支所の岩瀬です。稲取はキンメダイが主ですが、イセエビの方でやってる人は掛からないみたいで、もうやめているような状況です。キンメは、主に行っている漁場がほぼ毎日イルカの被害で、水揚げがほぼできない状態です。少し違うところに行っている人達は、キンメを少し持ってくる時はあります。自分たちが主に行く漁場は、伊東の人も来ますが、かなり被害を受けて、泣く泣く帰って来る状況です。それか、いなくなるまでその漁場にいる場合は、道具を入れない訳にはいけないので入れて上げてくると、またどこからか来て、また取られてと、そんなこと毎日繰り返している状態です。水揚げは、もう半分以上減らしていると思います。

○和久田委員

浜名の和久田です。シラスは3月21日の解禁に向けて、皆さん網を直したり、船のメンテナンスを進めております。12月から始まったふぐ縄ですが、2月で終了になりまして、はじめから魚価安でしたので今年はお出る日がなかなか無かったです。2月の最後の方に良い日が続いたので出てみると、4、50匹釣った船もありましたが、やはり魚価安で1キロに満たないものが1,000円以下、2、3キロのサイズで良くて3,000円前後といったところでした。自分は今アオノリをやっていますが、1月までは全然伸びなくて、どうしようかと、いろいろと頭を悩ませていたんですけど、2月に入って水温が上がって、中旬からグッと急に伸び出して、ちょっと安心していきます。大潮を跨いで、前後4、5日ぐらいで獲るんですが、今収穫の真っ最中です。以上です。

○薩川委員

清水漁協の薩川です。うちの船はシラスがメインで、シラス漁は今禁漁ですので、網とか船体とかメンテナンスをしています。ちょっと出て様子を見てきた船によると、多少薄くても、反応が見えると聞いています。まだ21日まで日数がありますので、どうなるかはちょっと分かりません。刺し網に関しては、やはり餌が湾の奥の方に全然入ってきてないので壊滅的状态だという話は聞いてます。遊漁船も大して釣れなくて、何とかお客さんが来て回るくらいの釣りみたいです。イワシなんかの餌が少ないので、釣れてないというのが現状です。私がやっているカゴのアカザエビですけども、今年は1、2日で上げると駄目ですけども、2、3日置くと、型の良いやつが結構入っているなという感じです。1日で揚げるとやっぱり少ないんですよ。明日また上げますけど、明日でうちも別の支度をしないといけないので、もう止める予定です。単価的にはキロ17,000円から2,500円ぐらいの差がありまして、例年より多少良いかなくらいの傾向です。去年はキロ2万円くらいまでいったときもありますけど、それと比べるとちょっと下がっているかなという感じです。アカザエビに関しては、そこそこの量と値段になるかなと思っております。以上です。

○金指委員

内浦漁協の金指です。先ほど西原さんが言われた、戸田の大中型まきに関しては、本来なら北部で操業する時期なんだろうが、北部が駄目だそうです。駿河湾の御前崎方面でやっていて、時々北部の方にも行ったりするようですけども、またすぐ返ってくるような状態です。中型、小型に関しては、ちょっと頑張ってるんですけど、この間も6、7時間くらい走った中で、ちょっとソナーが壊れてるのかなと思うくらい魚が全然いないです。大体うちの情報を聞いて、他の人たちが出るという状況が長年続いている中で、他の人たちは油代、氷代、経費がかかるのを恐れて出ない状態なので、年が明けて水揚げがまだゼロなところがあります。小型の方も、近くの海は頑張って風のある日に出てるんですけど、水揚げなしで帰ってくる状態が続いてまして、まき網に関しては全く報告することのない状況です。以上です。

○鈴木主任

本日欠席の原委員より、漁模様についての報告を受けておりますので代読させていただきます。令和8年の桜えび春漁の漁期が決まり、3月29日晚から6月5日晚となりました。令和7年の秋漁では、水揚量は前年をやや上回り、また湾中部から湾奥にかけては、0歳エビが多く確認されました。今春漁では、夏に産卵する親エビを保護するため、産卵エビの出現状況に注意し、昨年と同様の自主規制の基で操業していきます。

○高田会長

皆様、ありがとうございました。それでは、本日の議事録署名人を岩瀬委員と田口委員にお願いしまして、議事に入りたいと思います。なお、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、区切りの良いところで10分程度の休憩を取ります。

それでは、指示事項1 伊東市および熱海市におけるいか類採捕の禁止について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

伊東市及び熱海市におけるいか類採捕の禁止について御説明致します。資料3を御覧ください。まず、委員会指示をした経緯についてです。

本指示は、平成16年から毎年発令している指示でございます。いとう漁協は、伊東市から助成を受けて、伊東市内の6地区、宇佐美、伊東、川奈、富戸、八幡野、赤沢において、粗朶魚礁を設置するなど、いか類の資源保護の努力をしております。一方、遊漁者によるいか釣りも全国的に盛んになり、当該地区においても、産卵のため岸近くに回遊してきた親いかが無秩序に釣り上げられてしまい、資源保護には好ましくない状況でした。このような中、いとう漁協が行っているいか類の資源保護活動の実効性を確保するためには、遊漁者の協力が不可欠であることから、4月～9月の産卵時期に沿岸域に来遊するいか類、主にアオリイカの採捕を禁じる指示を、伊東市内6地区においては平成16年から、熱海市網代地区については令和2年度から指示しております。

2ページを御覧ください。今年度も本指示の発令を求める要望書がいとう漁協から提出されております。伊東市6地区と熱海市網代地区の採捕禁止を要望している区域図は3ペ

ージから9ページに添付しております。

1ページに戻りまして、2指示事項 今後の取扱いについてを御覧ください。1点目として、いとう漁協からの要望を受けて、これまでと同様に禁止期間を4月1日から9月30日までとし、指示の有効期間を令和8年4月1日から2年間としたいと存じます。2点目として、了承いただけましたら10頁から17頁の告示案のとおり県公報にて告示します。今回の変更点は下線部の引かれている箇所、10頁の告示番号、告示日、と11頁末尾の6指示の有効期間を令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする修正となります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い致します。

○小泉事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、現行と同じ内容で指示を継続してよろしいか、御審議をいただきたいと思えます。

○高田会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から、御意見等がありましたらお願いします。

○西原委員

ちょっとお聞きしたいのですが、この禁止は何年から行われていますか。

○高田会長

伊東は平成16年からで、熱海は令和2年からになります。

○西原委員

うちの地頭方港は、榛南でも一番アオリイカの釣れる堤防として有名で、泊まり込みの人も来て、3月から夏頃までで200杯ぐらい釣ったという記録もあります。一大産地なので、こういった規制ができれば良いとは思っています。これをうちの方でやるとなったら、粗朶とかの資源保護も何もやってないものですから難しい話です。秩序ある釣り方というので、やっぱり我々としては餌木だけでやって欲しいです。餌を使って寝泊まりでやる人もいます。玄関のチャイムを竿の先に付けて、イカが餌を食うとスイッチが入って、車の中でピコンって音がするんですよ。場所取り合戦があって、その

人達が1人4本から6本ぐらい竿を出して場所を取っています。それで普通の餌木の人達がやりたくても、間に入ったら喧嘩になったりして、一回警察が入ったりもしました。堤防での寝泊まりは禁止したのですが、そしたら、電波が飛ぶもんですから、公園の方に車を停めてやっています。何をやってもすごい人達がいるものですから、なかなか難しいです。これを参考にして、また組合で協力していきたいと思えます。これは粗朶礁で資源保護はしているという建前がないと難しいですか。

○高田会長

青年部で昭和の53年、54年くらいから粗朶礁を作って、設置する深さを替えたりしました。全国の交流大会に出たりもしました。水温が低い始めは浅い所から産んで、だんだん深いところで産卵するというようなデータが出てきて、それから自分達は水温が16度くらいになってから粗朶礁を入れるようにしました。なぜかと言うと、早くても駄目だし、遅くても駄目だし、粗朶の木の葉が多くても駄目だし、少なくとも駄目で難しいところなんです。ただ、入れることによって、粗朶のあるところには卵を産んだり、また、うちのところはダイビングのポイントの近くなので、ハッチアウトしたものをダイビングのお客さんにも見せたり、いろいろな効果が出ています。それ以前は、堤防の先でさっかけという違反操業があつたりしました。さっかけでメスを残してオスから引っ掛け、最後にオスがなくなるとメスまで引っ掛けてやるような、たちの悪いやり方です。そういう違反操業もあつたので、それを守るという形でやっていたのですが、やはり定置のあるところでは、産卵してから入っているようで、良いのではないかと思っています。

○高田会長

他に何かありますか。なければ、次に学識委員、中立委員からご意見、ご質問が、ありましたら発言をお願いします。

○福井委員

この資源保護における産卵場の保護というのは必須の項目ですから、これは継続された方がよろしいかと思えます。

○高田会長

これは本当に年中行事みたいにやっけていまして、公園の木

から粗朶を作ってやっています。今言われたように、次の世代に繋がってくれば良いなと思います。

他に何かありますか。なければ、審議の通り、承認しても、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○高田会長

ありがとうございます。それでは、議事の、指示事項1 伊東市および熱海市におけるいか類採捕の禁止については、原案どおり承認します。

続きまして、諮問事項ア 特定水産資源するめいか、ぶりに関する令和8管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、事務局より説明をお願いします。

○津久井主幹

諮問事項ア 特定水産資源するめいか、ぶりに関する令和8管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について御説明します。

まず、資料の構成を御説明します。1～2ページが諮問内容の概要と諮問事項となります。3ページが県公報告示案、4ページが国からの配分通知、5、6ページが参考資料として当初配分の考え方と漁業法の関係条文抜粋、末尾の7ページが知事からの諮問文となっております。1ページの1の概要から御説明します。

知事管理漁獲可能量の設定について御説明いたします。先ず、都道府県漁獲可能量の設定について4ページを御覧ください。これは、令和8管理年度のスルメイカ及びブリに関する国から本県への当初配分通知となります。スルメイカについては、配分を現行水準と、ブリについては試行水準と定めています。スルメイカを現行水準と定めた根拠については、5ページのとおりで、こちらはこれまで何度か説明しておりますので説明を省略させていただきます。ブリについては、5ページ下段の「2 新たにTAC管理を導入する資源」に考え方を示しております。今年度新たにTAC管理の対象となり、第一段階のステップ1の資源として、国全体の総量のみが国全体総量の内数、101,000トンの内数として示されました。令和8管理年度は第二段階のステップ2の資源とし

て、試行水準とされました。試行水準についてですが、国が資源評価に基づく全体総量を示す他、都道府県及び大臣管理区分における管理の目安として試行目安数量が提示されます。これは、基準年である令和3年から5年における漁獲実績シェアの平均に全体総量を乗じて算出したものになります。本格実施のステップ3に移行する前段階としてお試しを行うものです。あくまで、試行として実施されるため採捕停止命令はありません。

1ページにお戻りください。知事管理漁獲可能量案について説明いたします。ただ今御説明したとおり、スルメイカについて、国が現行水準と定めたことを受け、知事管理漁獲可能量を令和7管理年度と同様に表のとおり現行水準と定めたいと存じます。また、ブリについては、国が試行水準と定めたことを受け、知事管理漁獲可能量を表のとおり試行水準と定めたいと存じます。施行の際は、3ページの内容により県公報に告示し、県HPでも公表予定です。なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。

参考の県資源管理方針の制定の経緯と県方針の変更については、何度か説明しておりますので説明を省略いたしますが、今回、都道府県漁獲可能量に変更がなく、知事管理漁獲可能量の設定も変更ございませんので、変更は不要となります。

それでは資料2ページの諮問事項になります。特定水産資源するめいか、ぶりの令和8管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について漁業法第16条第2項の規定に基づき諮問いたします。御審議の程、よろしく申し上げます。

○小泉事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、スルメイカ、ブリの知事管理漁獲可能量の設定について、御審議をいただきたいと思えます。

○高田委員

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました、このことについて、最初に漁業者委員から、ご意見等がありましたらお願いします。

特にないようですので、次に学識委員、中立委員から願

いします。

○福井委員

スルメイカの現行水準はよいのですが、目安数量 464 トというのは、これは過去 3 年間の県のシェア平均に全国の知事管理区分の総量を掛けた数値ということでしょうか。

○津久井主幹

そのとおりです。

○福井委員

先ほどのお話にもありましたが、静岡のスルメイカのほとんどは冬生まれ系群ですよ。去年は日本海の秋産まれ系群よりは漁獲量がよかったようですが、水産庁のデータを見ると加入量は大して変わらないです。MSY を与える親魚量に対する現在の加入量というのは、どちらも 0.2 倍程度しかないわけで、静岡県としては現行水準で、これをベースにやっていた方がよろしいかと思っております。基本的には、この案で賛成です。

○高田会長

今獲れているイカというのは、黒潮の流れに乗った来たやつが育って、8 月頃に一番大きくなるイカだと思います。冬場の 12 月頃から 3 月頃まで獲れるイカは、本来北から下ってくるイカですよ。伊豆半島の東側の定置網には、それが入ってくるような形になっています。今年は TAC で締められたので、多分来ないですが、下田の方には 20 トン未満の船が来たりしていました。今、先生が言われたように、この TAC で締められるっていうのは、北海道や石川県とかは、数量が示されていますよね。静岡県は全体枠の中ですから、静岡県の場合は、現行水準の方が長く獲れる場合もあるので、先生が言ったのは多分そういうことではないかなと思うんですけど、よろしいでしょうか。

○福井委員

はい。

○西原委員

イカは 1 年魚ですので、水産庁にしたって、10 年くらい前から不漁が続いて、去年突然獲れ出したわけですから、それを誰も予測できなかった。1 年で増えたり減ったりする魚っていうのは、本当に予測ができないものですから、果たして、

水産庁の対応がついていけるのか疑問です。東北の方でオーバーしてしまったり、本当に現場でもびっくりしたんですけど、本当に1年で増えたり減ったりというのが極端です。予測ができないってことで、今言ったように、この現行水準でやるしかないのかなと私も思います。

○福井委員

資源量の推定を水産庁でやられるわけですが、本当に原始的なやり方でやっているようです。CPUE という努力量あたり漁獲量に比率を掛けて、加入量は推定しているようなんですよ。だからなかなか今の資源がこうです、と言えるわけではないと思います。

○竹内委員

うちの方ではスルメイカのTACがいっぱいになっても、遊漁船と5トン未満はよいということで、地元の対応として、漁師さんが禁止だから当然自分も遠慮するよと言ってくれる船と、遊漁船はいいじゃないかとか、漁師も5トン未満だから操業してる船もいました。現場からすると、これだったら不公平感なく、全面的に禁止の処置をとってもらった方がよいというのが正直な気持ちです。

○高田会長

イカを獲っている現場では、そういうことが起きます。うちの方でも5トン未満船が1隻獲ってますけど、今まで全然獲れなかったのが、少し稼ぎが出てきました。定置も今の状況だと獲ってよいわけですよ。現行水準だと、全体がオーバーしたらアウトですよ。遊漁はよいというのは、イカだけでなく、マグロでも何でも、今現場が本当に困ってるどころなんですよ。

後で話題に出てくるとは思いますけど、遊漁は罰則がなくて、漁業者は採捕停止命令が出て獲れば漁業法違反になり、罰金になります。やはりすごく不公平感があるというのが、今の状況じゃないかなと自分は思います。

自分は広域漁業調整委員会のマグロ遊漁の集まりに出ていますけど、遊漁の彼らの言っていることを聞いていると、やっぱり漁業者が馬鹿みたいだなと。やはり現場のところでは矛盾しているのが現状ですので、できるできないはともかく、そういうことを訴えていかないといけないと思います。

これから先、どんどんこういう問題が出てくるんじゃないかと思うので、皆さんの声を出していかなければならないと思っております。以上です。

他にありますでしょうか。なければこのことについて原案通り承認してもよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○高田会長

ありがとうございます。それでは、議事の、諮問事項 特定水産資源するめいか、ぶりに関する令和8管理年度の知事管理漁獲可能量の設定については、原案どおり承認します。

続きまして、諮問事項イ 特定水産資源くろまぐろ小型魚・大型魚に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定、令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、事務局より説明をお願いします。

○山崎主査

来年度、令和8年4月からのクロマグロに関する漁獲可能量の設定及び追加配分処理、令和7管理年度の漁獲可能量の変更について御説明いたします。諮問内容について、大きく分けて3つ、来年の管理区分ごとの数値設定、再配分後の処理、今年の漁獲可能量の変更について併せて諮問をさせていただきます。まず、資料確認です。4頁までが諮問内容、5頁目が令和8年度の漁獲可能量の設定に関する諮問文、6頁目が告示文、7頁目が繰越し処理に関する諮問文、8頁目が本年度の漁獲可能量変更に関する諮問文、9頁目は8頁の諮問内容を表で表したもの、10頁目が根拠法令になります。よろしく願いいたします。

それでは、概要について説明します。Iの概要に記載の資源管理の経緯につきましては過去から御説明しているところですので割愛します。一番下のポツになりますが令和6年に太平洋クロマグロの資源量が回復基調にあるため、WCPFCの年次会合で2025年以降の日本の年間漁獲枠について大型魚1.5倍、小型魚1.1倍となることで合意されました。これを受けて、知事管理漁獲量も増枠されました。令和8年度については、国として国際会議の場で増枠の要望をしておりましたが合意は得られず、令和7年度と同量の漁獲枠となりま

した。その結果、知事管理漁獲量も昨年度と同量の漁獲枠になっております。

それでは、1の令和8管理年度の知事管理漁獲量の設定について説明します。具体的な数量については、1の(1)にお示ししているとおりで、小型が41.7トン、大型魚が48.1トンになります。配分方法については、(2)に記載しておりますが昨年度と同様の比率、量で過去の実績に基づいてそれぞれの管理区分に配分することとしました。

次の頁に具体的な配分を表で示してありますので御覧ください。来年度当初の数量配分につきましては、本日の委員会にお諮りする前に文書にて県下の沿海漁協さん、関係団体さんにも意見照会したものをお示ししているという状況で、当初配分に関する意見はありませんでした。本日の海区で問題無い旨の答申をいただきましたら、知事から農林水産大臣宛に数量設定にかかる承認申請を行います。

次に2 令和7管理年度の繰越し処理による再配分後の処理について御説明します。WCPFCの決定事項として、令和7管理年度の残枠については、国全体として当初数量の17%まで翌管理年度へ繰越が認められています。このうち、沿岸漁業分においては、都道府県配分量の当初の10%までが自県繰越し可能となっております。この繰越し数量については、令和7管理年度の繰越し数量を4月中旬に確定した後、数値の処理を行いまして、農林水産大臣から静岡県への追加配分の変更が通知される見込みです。その数量につきましては未定ですが、自県繰り越し分として本県最大値は小型魚が4.1トン、大型魚が4.8トンです。こちらは3月の消化状況によっては少なくなる可能性もございます。それから、都道府県の自県繰越以外の数量を一旦国が留保として持ち、それを再配分する予定です。配分量につきましては未確定ですが、再配分された枠を有効に利用するため、あらかじめその配分方法について皆様にお諮りしたいと考えております。

再配分された数量の配分方法について下の(1)に記載しております。まず、小型魚についてです。小型魚の配分方法は昨年度と同様です。静岡県に再配分された数量を漁船漁業等と定置漁業の漁業種類別に配分する際は、県別TACの開始時に国が都道府県の数量を定めるに当たり実績を採用した

時の実績比率で配分します。1年を3期間4か月ごとに分けて管理しておりますが、急な群れの来遊がいつあるか予測できませんので、これに対応できるように、また漁獲枠の増分を効率的に利用できるように、漁船、定置いずれも4～7月の期間に追加配分したいと思います。次に大型魚についてです。大型魚は昨年度の漁獲実績による配分方法と異なり、はえ縄漁業、ひき縄漁業、定置漁業に均等配分することとしました。これは近年、定置網に大型魚の入網が増加しているため、それに配慮した対応になります。

最後に3の令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてです。資料の3頁目を御覧ください。まず、参考に本年度の消化率を下の表に載せてあります。小型魚の漁船漁業については消化率が90%近くになったので12月26日に採捕自粛に関する勧告通知を発出し、その後、採捕実績はない状況です。次に定置漁業については、年度当初から定置漁業協会ですべて自主的に漁獲制限をしてきましたが消化率が積み上がり、1月19日に採捕自粛に関する指導通知を発出することになりました。その後も措置内容の範囲内で採捕実績が積み上がっている状況が続いております。資料の9頁目を御覧ください。右から2番目の列の表中の真ん中あたりに小型魚の留保枠があり、現在1トンあります。漁船漁業では少量の枠では漁獲コントロールができないため、この1トンについては、漁獲枠を効率的に消化するため、矢印のとおり定置漁業に配分したいと考えております。これが諮問3の内容になります。

資料の3頁にお戻りください。次に3の(2)大型魚についてです。漁船漁業については、3月末までに漁獲枠を概ね消化する予定で操業中になります。定置漁業については、2月27日付けで漁獲枠の95%を超えたため、採捕停止命令を発出しました。大型魚を対象とした定置漁業については、3年前までは漁獲枠の余りを漁船漁業に譲渡していましたが、2年前から大型魚の入網が増え、本年度は漁獲枠2倍近くになったにも関わらず、このタイミングで停止命令の発出となりました。停止命令後に漁獲した場合は、漁業法令違反となりますので、厳しい罰則や補助金の返還などの処分を課される可能性がありますので、漁業者への周知を徹底しているとこ

ろです。最後に大型魚の留保枠については0.5トンありますが、この枠については漁船漁業の漁期が終わっていないことでもありますので、今後の予期せぬ漁獲に備え、このまま保持する予定です。令和7管理年度の漁獲可能量の変更については、以上になります。

最後に諮問事項についてまとめです。資料の4ページを御覧ください。Ⅱの諮問事項の部分になります。1の知事管理漁獲可能量の設定については、年度当初分を対象とし、漁業法第16条第2項の規定に基づき諮問します。国の繰越し処理による再配分後の知事管理漁獲可能量の変更及び令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更については、漁業法第16条第5項で準用する同上第2項の規定に基づき、諮問いたします。なお、今回の諮問で問題無い旨の答申をいただいて、告示する際に軽微な変更があった場合には、事務局に修正を御一任いただきたいと存じます。以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○小泉事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、令和8年度の漁獲可能量の配分及び令和7管理年度の漁獲可能量の変更について、御審議をいただきたいと思います。

○高田会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました、このことについて、最初に漁業者委員から、御意見等がありましたらお願いします。

ひき縄も定置も現場を見ていると、小型魚もそうだけど、特に大型魚について、マグロが増えすぎてしまって、今まではこんなに入らなかったのが、先日は川奈の網でも1日で7本も大型魚を放流しなければならぬ状況になりまして、放流もそうですけど、かかる漁力、労働時間があって、かなりロスが出る時間が出てきます。大型魚が暴れて、他の魚が傷みまじ、売り物にならないような魚も出てきたりします。網を降ろしたり、吊って逃がしたりするんですけど、でかいので、その逃がす作業も危なくて。だから、本当に早く枠が増えていかないと困ってしまいます。

それと、この暮れから網に入ったマグロの半分以上が頭でっかちで痩せています。なぜかという、サバとかイワシが

ほとんど同じ海域にいないです。相模湾もまき網船が1隻あるんですけど、向こうの許可も持っているので静岡県海面で商売しないで、千葉の方に行ったりしています。定置を見ても、普通は1月頃からサバが入るのに、サバが入らない。イワシに限ってはほとんど入らない。本当に何とかしないと、漁業者も捕るものがなくなるし、先ほども話に出たように、キンメを釣っていたら、キンメに食いついて来たり、道具まで持っていかれてしまいます。ここで言っても、マグロは国際問題だから、どうしようもないですけど、本当に困った状況にあります。

他に何かありますか。なければ、学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○田口委員

少しお教えいただきたいんですけども、先ほど高田委員がおっしゃったクロマグロが頭でっかちで痩せているという状況なんですけど、これはクロマグロが多すぎて、自分たちの餌がないということですか。

○高田会長

全部が全部ではないと思いますが、そういう状況が起きてるんじゃないかと思います。皆さんの話を聞いていても、餌になるサバを釣っていてもサバが釣れなかったり、水温が戻ってきてもサバもいないとか。確かに、黒潮大蛇行が解消されてから、どういう風になったかは分からないですけど、そういう影響はあるのではないですかね。

○田口委員

ありがとうございます。もう1つお聞きしたいんですけども、現在、漁船漁業では、小型魚は獲ってはいけなくて、大型魚は獲れるという状況ですが、サイズによる釣り分けは可能なのですか？

○西原委員

小型魚、大型魚とありますが、小型魚は届出だけで、漁業者は誰でも釣れる状態です。大型魚に関しては届出制で、しっかりと無線の設備があるとか条件があり、検査もあってなかなか厳しいです。その人たちは、値段がいいから3月に入ってからやろうと、全体で釣る日を決めています。今日で3日目ですけど、2日でもう7割から8割くらいは獲っている

と思います。1隻で何本も釣れる人もいれば、おでこの人も
いるわけです。釣りの人たちは、船の許可隻数の割には、漁
獲枠が少ないです。30キロ以下の小型魚に関しても、カツオ
を狙いたいんだけど、カツオがいなくて、メジが釣れる場合
も、枠がいっぱいと釣ることもできないんです。ですから、
カツオを狙ってて、それが釣れても見逃すしかない。高田会
長が言ってるように、うちの定置でも130キロくらいのが入
ったんですが、うちは小型定置の人が4人ですので、本当に
処理するのも大変です。逃がすとなれば、他の魚も逃げてし
まいますが、1回網を離して逃がすしかないです。本当に、
その日は1日無駄働きです。本当に今ある枠の10倍くらい
の量をいただかないと、先が見えないというのが現状で
す。以上です。

○田口委員

ありがとうございます。そもそもなんですけど、漁獲規制
したらクロマグロが増えて、みんなが漁業をやっているん
じゃないかという話でやってきたと思うんですけど、実際は
増えすぎてしまって、操業の秩序が保てなくなってるとか、
あるいは、本来なら若い釣りの漁業者に配分したいだけれ
ども、定置網にいつ来るか分からないから、それも難しいみ
たいな状況なのかなと、お話し聞いて思いました。やはり、
増えた時の配分の仕方にもう少し沿岸への配慮がないと、今
後もこの状況が続くのかなと理解しました。

静岡県の事務局の方にお聞きしたいんですけど、今年度
は、小型の方は留保枠はなく年を終えて、大型魚の方は0.5
トンというのは、これは予備として取っておくという認識で
よろしいですか。

○山崎主査

小型魚については、漁船漁業が止まっている状態で、定置の
方は漁獲コントロールがある程度できますので、留保枠はゼ
ロでよいかと考えてます。大型魚については、ゼロにしても
よいですけど、まだ漁船漁業が終わっていない状態なので、念
のため0.5トンくらいは取っておきたいということで、0.5
トン残して終わる予定でいます。

○田口委員

ありがとうございます。あと、国から小型魚が4.1トン、

大型魚が4.8トンというのは、国からの繰り越し部分があるだろうということで、留保として扱う部分になりますか。

○山崎主査

来年度の留保は、既に2割確保しているもので、それとは別に追加配分があった場合は、漁獲枠として各漁業者に配分する予定です。

○浪川委員

ちょっとお聞きしたいんですけども、先ほど定置の方で、マグロを逃がす作業がかなり大変だっている風に伺ったんですけど、実際に作業をされる時に、結構な労働時間を逃がす作業、採捕枠をコントロールするために使っているのではないかと思います。例えば、何日に1回くらいとか、これくらい時間が掛かったとか、大変だとかありますか。

○高田会長

ケースバイケースですね。魚が1本なのか、2本なのか、3本なのかで違いますし、他の魚が入っていないならば、まだしも、他に大量に入ったら、どうしようかと悩むと思います。

○西原委員

定置網の構造を御存じか分からないですけど、魚取りに行く前に、かた網というのがあります。そこを外すと魚が回るものですから、網を落として逃がします。でも、ブリとかも一緒に逃げますので、それを覚悟で逃がすしかないです。大型定置みたいに2隻、3隻でやってる場合は、まだよいですが、うちも小さいボートは1隻持って行きますけど、4人で必死です。水揚げも必死ですけど、逃がすことも大変です。100キロ台の魚が暴れると網も切れますし怪我もします。大量に入ったら、もう網を外すしかないです。

○浪川委員

皆さんの大変な努力でコントロールしていることが分かりました。

○西原委員

小型魚に関しても逃がすわけですけど、基本的には直進的に泳ぐ魚で、鰓呼吸できない魚ですから、放流も難しく、努力が必要だと思います。

月から始めて2ヶ月毎と定められます。下の表にあります、黄色い枠で囲まれた期間毎に1尾となります。水産庁としては、届出制の導入により遊漁者等の実態を把握し、採捕上限、バックリミットにより遊漁者の採捕状況の把握、違反者の取締りを行うこととしています。漁業者に比べて遊漁船や遊漁者の管理が遅れていることから、今後も資源管理の観点から、また、漁業者と遊漁者の円滑な海面利用のため、引き続き太平洋広域調整委員会において議論が重ねられることになっております。

私からの説明は以上でございます。委員として参加されている高田会長、委員会の状況や補足がありましたらお願いいたします。

○高田会長

はい、ありがとうございます。この遊漁部会は去年から出ていますが、漁業者が3人、遊漁船業者の代表ではなく、遊漁者の代表が参加しています。遊漁は釣る人にTACが掛かっているのです、その代表が出てきます。自分は太平洋広域漁業調整委員会の代表として出ております。このマグロ遊漁の話は、ずっと前から出ていますが、まずは遊漁者は漁業者の考えと全然違うので、今の状況では非常に不公平感があります。先ほど自分の言ったように、漁業者は採捕枠を超えて、停止命令が出た後に釣ったら厳しい罰則がありますし、前科一犯になります。ただ、遊漁の場合はそういうものがないので、早くそういう罰則も作った方がよいと思うんですけど、なかなか先に進みません。資料を見ると分かるように、少しずつですが、厳しくなってきました。この2ヶ月に1本というバックリミットになったのは、去年の6月でしたか、いきなり12トンと急な水揚げがあり、2ヶ月続いてかなりのオーバーしました。その後、3トン、3トンと均等割りで、オーバー分を引きました。日本全国がJ1とかJ2とかブロックになっていまして、うちの組合員、伊豆漁協もそうだし、静岡県内の漁協組合員、遊漁船含め、そういう人たちからは、マグロが来る時期は漁場によって違うので、よーいどんでは、地域によっては釣りに行けなくなってしまう。そのため、この均等割になりました。

このままでは、漁業者が泣くことになるので、この会を重

ねる毎に、漁業者が有利と言うわけではなく、平等になるように、少しずつですが、形にしていきたいんですけど、なかなか、進まないのが現状です。

この中で問題なのは、キャッチアンドリリースです。今現状では、とてもキャッチアンドリリースを許すとか、そのような方向にはなっていない方針になっております。漁業者が少なくなり、漁船も少なくなる中で、これから先、マイボート、プレジャー、クルーザーが多くなれば、漁業者がよい漁場からはじき出される状況になると思います。それは非常に危惧しているところですので、水産庁と話をして、漁業者が泣かないような方向に進めていきたいと思っております。ここの所、伊豆諸島沖には、セスナが飛んでおりまして、水産庁も遊漁船の調査なんかをしています。船に水産庁が調査にも入っていると思います。見えない所なら何を何やってもよいとなってしまうので、罰則でも何でもして、秩序を守ってもらわないといけないと思います。以上です。

○田口委員

今回バックリミットという言葉を初めて知ったんですけど、重さは自己申告なのでしょうか。これを確認する人とか、取り締まる人とかはいるのでしょうか。

○山崎主査

水産庁にアプリ等で個人が報告するようになっています。その時に大きさも分かるように写真を撮りなさいということになっております。バックリミットについては、大型魚というのは前提ですが、1尾までなので、重さの制限ではなく、尾数の制限になっています。

○田口委員

了解いたしました。先ほど、高田委員がおっしゃっていた静岡が含まれる区域はJ3で、北緯30度から50度と、東経135度から148度で囲まれた海域だと思うんですけど、ここをもう少し細かく仕切るとかもできないかなと思いついて見ました。伊豆諸島の周りに人が集まってしまうらしく、それが操業の安全性の確保に影響するという話を伺って、今回の資料4ページにあります。ようやく統計のようなものが出てきたなど。また、届け出件数が分かりましたとなると、この人たちがどんな日に操業するかとか、もっと統

計として把握したら、混雑状況の緩和なり、何かもっとできることがあるのではないかと思います。水産庁には、この4ページから更に、遊漁者の行動を把握するような方向に強化していただけたらいいなと思ってお聞きしました。

最後に、バックリミットと合わせて、クロマグロに関しては、水産流通適正化法で強化されている話がありますが、水産庁による令和6年4月1日に発出された事務連絡では、「遊漁者が採捕したクロマグロの取扱いについては、遊漁者が採捕したクロマグロを市場等を通じて、営利を目的に販売し、利益を得ることは、沿岸クロマグロ漁業を営むことになり、広域漁業調整委員会の指示に違反することとなります。」とはっきり書かれています。ただ、クロマグロの遊漁のサイトを見ると、水産庁では「自身で採捕したクロマグロを自身が経営する飲食店で提供する場合は、違反に該当する場合があります。これまで遊漁者が採捕したクロマグロを自らが経営するお店で繰り返し提供するという事案が確認されています。」というような書き方になっております。これですと、繰り返したら駄目なのか、どうしたら違反なのか、というのが、少し分かりにくいと思われま。このような点を是正して、バックリミットで1尾持ち帰るのはよいですが、その後の処理については、もう少しきちんと考えていただきたいなと思っています。以上です。

○高田会長

今の話は先日の遊漁部会でも話題になりましたが、要はマグロだけの話ではないんですね。お客さんで遊漁で釣った魚を料理屋に出すことは、本来的に違反になります。今までは、それが野放しになっていました。マグロだけ今すぐやることはできない、という回答でした。全部やらなければならなくなるので、到底、今はできないという回答でした。

○西原委員

水産庁としては市場に出すのがベストということですか。

○浪川委員

販売してしまうと漁業になってしまうということですね。

○高田会長

他に何かありますか。ないようですので、このことについて

ては、以上とします。最後に次回、会合の開催についてお願いいたします。

○鈴木主任

次回開催について御報告させていただきます。次回は4月24日（金）、県庁会議室での開催を予定しております。議題としましては、石廊崎沖におけるいか一本釣り漁業とまき網漁業の操業について等を予定しております

○高田会長

次回海区については、4月24日（金）ということで、よろしく申し上げます。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。

○小泉事務局長

高田会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。以上で、第23期第7回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。ありがとうございました。

（終了時刻 15：50）


上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和8年3月3日

議長

高田 充朗 

議事録署名人

若瀬 清敏 

議事録署名人

田口 さつき 